

● 暮らしの情報

あなたのとなりに 地域福祉活動コーディネーター

地域福祉活動コーディネーターは、皆さんの相談に寄り添い、つなぎ、見守る活動が続けながら、地域のつながり・支えあいを考え、さまざまな関係機関などと連携強化に努めています。どんな小さな事でも“お気づき”や“お困りごと”があればお気軽にご相談ください。

ご相談はこちら 平野区社会福祉協議会 ☎6795-2525

ひらのオレンジチームだより

ひらのオレンジチームは長吉地域包括支援センターに所属する認知症専門の相談支援機関です。認知症を発症したかもしれないが「①まだ認知症の診断を受けていない方」「②まだ介護サービスを利用していない方」に関し、ご本人やご家族の相談支援を行っています。

地域の方へ認知症に関する啓発活動も行っています。オレンジチームのInstagramや喜連地域包括支援センターのYouTubeチャンネルに認知症に関する情報を掲載していますので、ぜひご覧ください！



YouTube

問合せ ひらのオレンジチーム
(喜連4-6-19(喜連の杜内)) ☎6777-9030

瓜破地域包括支援センター移転のお知らせ

地域包括支援センターは、関係機関と協力しながら高齢者の方、ご家族の方、介護に関わる方々を支援しています。

令和3年4月より設置場所を変更しました。

瓜破地域包括支援センター

新住所 瓜破南1-2-30 老人保健施設永寿ケアセンター内
☎4392-7436(変更なし)

令和3年度の児童扶養手当の支給月額

児童扶養手当月額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、全国消費者物価指数を基に手当額が決定されます。

令和3年4月分からの手当額の改定はありませんので、現在の手当額と同じ額となります。

児童1人目	全部支給 43,160円 一部支給 43,150円～10,180円
児童2人目	全部支給 10,190円 一部支給 10,180円～5,100円
児童3人目以降	全部支給 6,110円 一部支給 6,100円～3,060円

問合せ 保健福祉課(地域福祉) ③番 ☎4302-9857

特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額について

①特別児童扶養手当(1級)	52,500円	※令和2年4月分の改定時より 変更はありません
②特別児童扶養手当(2級)	34,970円	
③特別障がい者手当	27,350円	
④障がい児福祉手当	14,880円	
⑤経過的福祉手当	14,880円	

①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。

③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問合せ 保健福祉課(地域福祉) ③番 ☎4302-9857

個人市・府民税の申告期限を延長しています

申告は送付または大阪市行政オンラインシステムで

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告期限を4月15日(木)まで延長しています。

感染症拡大防止のため、市税事務所への来所をお控えいただき、できるかぎり、送付または大阪市行政オンラインシステム(扶養控除や医療費控除など各種控除の申告や前年中に課税対象の収入がある方の申告にはご利用いただけません)による申告をお願いします。

(注)区役所臨時申告会場での申告受付は終了しています。

(注)3月16日以降に申告された場合は、令和3年度分の個人市・府民税の決定・通知や課税(所得)証明書の発行時期が遅れることがあります。

問合せ あべの市税事務所個人市民税担当 ☎4396-2953

市税の納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第1期分) **納期限 4月30日(金)**

問合せ あべの市税事務所 ☎4396-2957(土地)、2958(家屋)

65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)へ

令和3年度からの介護保険料が変わります

65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)の介護保険料は、3年ごとに介護保険事業計画に基づき設定しています。令和3～令和5年度の介護保険料年額は次のとおりです。

令和3～5年度介護保険料(年額)の計算方法
基準となる月額保険料8,094円×12月＝年額97,128円(基準額)
基準額(97,128円)(年額)×所得に応じた割合(0.35～2.3)

保険料段階	対象者		令和3～5年度	
			割合	年額
第1段階	○高齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯員全員が市町村 民税非課税の方 ○生活保護の受給者		0.35	33,995円
第2段階	本人が市町村民税非課税 同じ世帯に市町村民税課税者がいる方	本人の合計所得金額等(※1)+公的年金等 収入額が80万円以下	0.35	33,995円
第3段階		本人の合計所得金額等(※1)+公的年金等 収入額が120万円以下	0.50	48,564円
第4段階		第2段階・第3段階以外の方	0.70	67,990円
第5段階		本人の合計所得金額等(※1)+公的年金等 収入額が80万円以下	0.85	82,559円
第6段階	本人が市町村民税課税 本人の合計所得金額200万円以上300万円未満の方	第5段階以外の方	1.00	97,128円
第7段階		本人の合計所得金額125万円以下の方	1.10	106,841円
第8段階		本人の合計所得金額125万円を超え200万円未満の方	1.25	121,410円
第9段階		本人の合計所得金額200万円以上300万円未満の方	1.50	145,692円
第10段階		本人の合計所得金額300万円以上400万円未満の方	1.60	155,405円
第11段階		本人の合計所得金額400万円以上500万円未満の方	1.75	169,974円
第12段階		本人の合計所得金額500万円以上600万円未満の方	1.80	174,831円
第13段階		本人の合計所得金額600万円以上700万円未満の方	1.90	184,544円
第14段階		本人の合計所得金額700万円以上1,000万円未満の方	2.00	194,256円
第15段階		本人の合計所得金額1,000万円以上の方	2.30	223,395円

※保険料額は、3年ごとに見直されます。次の見直しは令和6年度になります。

※1 合計所得金額から公的年金等の所得金額を控除した額

介護保険料決定通知書を送付します

介護保険の第1号被保険者の方(大阪市にお住まいの65歳以上の方)で、口座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)には、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。なお、年金から納付いただいている方(特別徴収の方)には、保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

問合せ 保健福祉課(介護保険) ③番窓口 ☎4302-9859
介護保険料コールセンター ☎7777-4765
(4月16日(金)～30日(金)。土日祝除く)

【見守り相談室】同意確認書ご返送のお願い

見守り相談室では、大阪市が管理している行政情報をもとに、地域での日ごろの見守り活動や災害時の体制づくりのために活用される**要援護者名簿**を作成しています。

3月末頃より地域の見守り対象となる方に、**同意確認書**を発送しています。同意確認ができた方の情報を地域に提供し、地域のささえあいにつなげています。※ご返送のない方には複数回訪問する場合があります。

対象の方

- 高齢者(要介護3～5、要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方)
- 身体障がい者1・2級、視覚障がい・聴覚障がい3・4級、音声・言語機能障がい3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障がい)3級
- 知的障がい者A、精神障がい者1級
- 難病と診断されている方(医療機器等への依存度が高い人)

対象者に
同意確認書を送付
しますので、ご返送
をお願いします。



問合せ 平野区社会福祉協議会
「見守り相談室」 ☎6795-2577
保健福祉課(地域福祉)
☎4302-9860

